

議案第 6 号

佐倉市学校事故調査委員会条例の制定について

佐倉市学校事故調査委員会条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市学校事故調査委員会条例

(設置)

第1条 佐倉市立小学校設置条例(昭和39年佐倉市条例第17号)に規定する小学校及び佐倉市立中学校設置条例(昭和39年佐倉市条例第18号)に規定する中学校において発生した事故であって佐倉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が調査の必要があると認めるもの(以下「調査対象事故」という。)に係る調査及び審議を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会に佐倉市学校事故調査委員会(以下「調査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 調査会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 調査対象事故の事実関係の調査
- (2) 調査対象事故の発生原因の分析
- (3) 調査対象事故と同様の事故の再発防止に関する提言
- (4) その他調査対象事故に関して教育委員会が依頼する事項

(組織)

第3条 調査会は、5人以内の委員をもって組織する。ただし、調査対象事故が2以上となる場合における委員の定数は、5人に調査対象事故の数を乗じて得た人数以内とする。

2 委員は、調査対象事故に関する調査、分析等を行うために必要な、教育、法律、医療、心理、福祉等についての知識又は経験を有すると認められる者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員は、次条の規定により担当することとされた調査対象事故についての

み、その職務を行う。

(担当の指定)

第4条 教育委員会は、前条第2項に規定する委嘱をする際に、その委員が担当する調査対象事故を指定する。

2 前項に規定するほか、教育委員会は、前条第2項に規定する委嘱をした後においても、調査対象事故を指定して、委員の担当に加えることができる。

3 前2項の規定による指定は、一の調査対象事故につき5人以内とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、担当に指定されている調査対象事故の全てについて、第8条の報告書が調査会から提出されたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 調査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき（第3条第3項の規定によりその職務を行うことができないときを含む。次項において同じ。）は、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長が共に事故があるときは、委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(会議等)

第7条 調査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、調査対象事故ごとに行い、担当する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 調査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、委員長が認める場合は、その認める範囲内で会議を公開する。

5 調査会は、その活動に必要があると認めるときは、学校の職員その他の関係者に対し、会議への出席、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求め、及びその指名する委員に関係者の聴き取りその他の必要な調査を行わせることができる。

(報告)

第8条 調査会は、調査対象事故の調査及び審議を終えたときは、報告書を作成し、これを速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 調査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 調査会の庶務は、教育委員会の定める課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1 いじめ対策調査会の項の次に次のように加える。

学校事故調査委員会	委員長	日額	8, 1 0 0 円	
	委員	日額	7, 6 0 0 円	